

土地台帳・家屋台帳の閲覧の廃止について

令和7年2月3日から町での土地台帳・家屋台帳の閲覧を廃止します。

【閲覧廃止の主な理由】

○個人情報保護に関して、慎重な取り扱いが求められること。

○昭和 35 年の土地台帳法の廃止に伴い、登記情報の閲覧については、法務局の所管となっていること。

なお、令和 6 年度から、デジタル化に伴い、土地台帳・家屋台帳の紙台帳の更新を廃止しております。そのため、最新の登記情報ではございません。
(令和 6 年 6 月号広報掲載)

登記情報の取得については、[山形地方法務局米沢支局](#)にてご確認ください。

【閲覧廃止の段階的措置について】

- 1 令和 7 年 1 月 31 日まで閲覧可能
※ただし、令和 7 年度の新庁舎移転に伴い、台帳の保管場所が変更となっております。
そのため、閲覧を希望される場合は、**事前にご予約**いただきますようお願いいたします。
- 2 令和 7 年 2 月 3 日から閲覧廃止
町での閲覧はできませんので、法務局での取得をお願いいたします。
[山形地方法務局米沢支局【0238-22-2148】へお問い合わせください。](#)